

## 釧路市医師会看護専門学校各種委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、釧路市医師会看護専門学校学則（以下「学則」という）第39条によりこれを定め、円滑な学校運営を計ることを目的とする。

(学校運営会議)

第2条 学校運営会議は、学校運営の具体的な事項を審議するために、校長が月に1回招集する。

2 構成員は次のとおりとする。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教務主任
- (4) 実習調整者
- (5) 事務長
- (6) 専任教員
- (7) その他、学校長が必要と認めた者

3 主な審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の立案及び執行に関する事項
- (2) 学校予算の立案及び執行に関する事項
- (3) 学校関係諸規程の制定改廃に関する事項
- (4) 教育課程の編成及び教育計画に関する事項
- (5) 学校の自己点検及び自己評価に関する事項
- (6) その他、学校運営に関する事項

(教職員会議)

第3条 教職員会議は、教育内容の充実を図り、教育に関する具体的事項を審議するため、週1回以上、教務主任が招集する。

2 構成員は、次のとおりとする。

- (1) 副校長
- (2) 教務主任
- (3) 実習調整者
- (4) 専任教員
- (5) 事務長
- (6) その他、副校長が必要と認めた者

3 主な審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 学生の教育に関する事項
  - ア 教育課程に関する事項
  - イ 各年度の教育及び行事計画並びに学習及び教科外活動に関する事項
  - ウ 教育内容の調整に関する事項
  - エ 教育方法及び教材・教具の整備に関する事項
- (2) 学生の健康管理に関する事項
- (3) 学校の自己点検及び自己評価に関する事項

(認定会議)

第4条 認定会議は、校長が学期末に招集する。

2 構成員は、次のとおりとする。

- (1) 校長
  - (2) 副校長
  - (3) 教務主任
  - (4) 実習調整者
  - (5) 専任教員
  - (6) その他、校長が必要と認めた者
- 3 主な審議事項は、次のとおりである。
- (1) 講義及び実習評価、単位及び卒業認定に関する事項
  - (2) 出席状況に関する事項
  - (3) 賞罰に関する事項
  - (4) その他

(実習施設会議)

第5条 実習施設会議は、臨地実習指導内容をより効果的に行うため、年1回校長が招集する。

- 2 構成員は、次のとおりとする。
- (1) 校長
  - (2) 副校長
  - (3) 教務主任
  - (4) 実習調整者
  - (5) 専任教員
  - (6) 看護管理者（実習施設）
  - (7) その他、校長が必要と認めた者
- 3 主な審議事項は、次のとおりとする。
- (1) 学生の教育課程に関する事項
  - (2) 臨地実習要項に関する事項
  - (3) 臨地実習指導に関する事項
  - (4) その他、臨地実習に関する事

(臨地実習指導者会議)

第6条 臨地実習指導者会議は、2カ月に1回以上実習調整者が招集する。

- 2 構成員は、次のとおりとする。
- (1) 副校長
  - (2) 教務主任
  - (3) 実習調整者
  - (4) 専任教員
  - (5) 臨地実習指導者（実習施設）
- 3 主な審議事項は、次のとおりとする。
- (1) 臨地実習要項に関する事項
  - (2) 臨地実習指導に関する事
  - (3) その他、臨地実習に関して必要と認められる事項

(入学試験会議)

第7条 入学試験会議は、入学試験を適切かつ公正に実施するため校長が招集する。

- 2 構成員は、次のとおりとする。
- (1) 校長
  - (2) 副校長
  - (3) 教務主任
  - (4) 実習調整者
  - (5) 専任教員

- (6) 事務長
- (7) その他、必要と認めた者

3 主な審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 学生募集に関する事項
  - ア 募集要項作成に関する事項
  - イ 募集要項の発送、その他募集の方法に関する事項
  - ウ その他、必要と認める事項
- (2) 入学試験に関する事項
  - ア 試験期日に関する事項
  - イ 筆記試験出題者選定及び採点に関する事項
  - ウ 面接試験の担当者及び採点に関する事項
  - エ 合否判定、合格発表に関する事項
  - オ その他、必要と認められる事項

(講師会議)

第8条 講師会議は、教育内容の充実を図るため、校長が招集する。

2 構成員は、次のとおりとする。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 講師
- (4) 教務主任
- (5) 実習調整者
- (6) 専任教員
- (7) その他、校長が必要と認めた者

3 主な審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 学生の現状把握に関する報告事項
- (2) 教授内容に関する事項
- (3) 成績査定に関する事項
- (4) その他、校長は必要と認めた事項

附 則

- 1 この規程は平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成26年4月1日から施行する。